

## 《国内の「性同一性障害」をめぐる動向》

「現代性教育研究月報」2001年10月号〔財〕日本性教育協会発行より、抜粋引用作成。  
 新しい動きが見られるようになった1994年以降の簡略な国内の動向を紹介。「性同一性障害」は、  
 疾患概念であり、医学界の動向を中心に、年表をまとめている。 (まとめ 東優子さん)

西暦	平成	月	事 項
1989	1年		虎井まさ衛氏、米国に渡り、性別適合手術を受ける。
1994	6年	7月	性別適合手術を受けた虎井まさ衛氏が、ミニコミ誌「FTM 日本」創刊。
1995	7年	5月	埼玉医科大学形成外科の原科孝雄教授から、「性転換治療の臨床的研究」の倫理性を問う申請が同大学倫理委員会に提出される。
1996	8年	7月	埼玉医科大学倫理委員会が、「性同一性障害と呼ばれる疾患が存在し、性別違和に悩む人がある限り、その悩みを軽減するために、医学が手助けすることは正当であり、外科的性転換も治療の一手段」との答申を、付帯条件付きで発表。
		9月	埼玉医科大学に各領域の専門家からなる医療チームが結成される。
		12月	埼玉医科大学に「ジェンダークリニック連絡会議」発足。
1997	9年	5月	日本精神神経学会「性同一性障害に関する特別委員会」が「性同一性障害に関する答申と提言」を答申し、性同一性障害の診断基準と治療に関するガイドラインを発表。
		7月	国内初の公開シンポジウム「性同一性障害の過去・現在・未来」(主催 TSとTGを支える人々の会)が都内で開催。
1998	10年	3月	静岡で「性同一性障害」を理由としてMTFの名前変更が認められる。
		5月	埼玉医科大学ジェンダークリニック委員会(連絡協議会から名称変更)から申請された性同一性障害1症例に対して、外科的性転換手術を行うことの倫理的判断を求める申請について、埼玉医科大学倫理委員会が容認。
		8月	厚生省がこれまでの経過ならびに手術治療の必要性を了承。
		10月	中央児童福祉審議会母子保健部会の場で、性同一性障害の治療(特に性転換のための外科的治療は、母体保護法に抵触するものではないこと)を確認。 埼玉医科大学で、日本で公に行われる初めての性別適合手術が施行される。(2001年8月で全7例)
1999	11年	3月	第一回GID(性同一性障害)研究会が東京で開催。
		4月	岡山大学と川崎医科大学によるジェンダークリニックが発足。
2000	12年	4月	岡山大学医学部付属病院に「性同一性障害適応判定委員会」が発足。
		8月	同委員会にて、MTF患者への性転換手術が承認される。
		10月	国会議員による、性同一性障害の当事者が戸籍上の性別を訂正・変更できる可能性について、立法化を視野に入れた検討を行う勉強会、名称「性同一性障害勉強会」が発足。

西暦	平成	月	事項
2001	13年	1月	岡山大学医学部付属病院にて、第一例目の性別適合手術が施行される。
		5月	戸籍の性別表記変更を求め、性別適合手術を受けた虎井まさ衛氏ら当事者6人が、一斉提訴に踏み切り、説明の記者会見を行う。
		10月	TBSテレビ系人気ドラマ「3年B組金八先生 第6シリーズ」で主要テーマの一つとして、「性同一性障害」が取り上げられ、大きな反響を呼ぶ。
2002	14年	3月	競艇レーサーの安藤千夏選手が、性同一性障害であることを発表。名前を「大得」に改め、男子レーサーに登録変更して競艇活動を続けることを明らかにする。
		8月	日本と同様に戸籍制度を持つ韓国から金敏圭氏(釜山外国語大学法学部教授)を招き、特別講演会「韓国における性同一性障害に対する法的対応状況」が、日本性教育協会で開催。
		9月	小金井市議会で、「性同一性障害のための性別記載について、性別の書き換えのできる道を開くこと」という意見書が議決される。
2003	15年	4月	統一地方選挙の東京都世田谷区議選に、性同一性障害の当事者で、元出版社勤務の上川あや氏が立候補を表明。同区選管に戸籍上の性別とは異なる「女性」として立候補を届け出て、受理される。定数52人に72人が立候補。川上氏は上位8位で当選。東京23区の全区議を紹介する特別区議会員名簿にも、本人の申し出通り、「女性」として掲載される。
		5月	<p>与党3党の「性同一性障害に関するプロジェクトチーム」(座長: 雨野知恵子自民党参議院議員)が、自民党法務部会に対して、性同一性障害を持つ人が、家庭裁判所の審判で、戸籍の性別を変更できるようにすることを目的とした「性同一性障害者性別特例法」(仮称)の骨子を提示。</p> <p>2人以上の専門医がGIDと認定した人で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 20歳以上であること</li> <li>② 現在婚姻していないこと</li> <li>③ 現在子どもがいないこと</li> <li>④ 生殖不能(生殖腺がないこと、又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること)</li> <li>⑤ 性別適合手術を受け、なりたい性別に似た性器を、外見上備えていること</li> </ol> <p>等が、家裁に申し立てできる条件。</p> <p>これにより、国内で手術を受けた人だけでなく、過去に海外などで手術を受けた人についても、家裁で性別変更が認められる可能性が広がる。しかし、子どもを持つ当事者、また、肉体的負担を伴う手術を受けなくても済むよう望む当事者らの声に配慮し、施行から3年後に必要な見直しをする条文も盛り込まれる。</p>

2003(平成15年)7月16日「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が公布される。  
公布の日から1年を経過した日から施行する。

◆**性同一性障害 (Gender Identity Disorder)**  
生物学的な性別(セックス)と精神的な性別が一致しない状態で悩み苦しむこと。  
精神医学上の疾患単位名。

◆**セックス (Sex)**  
生物学的性別。遺伝子から形成される酵素などによって内性器・外性器の形状、その他身体的特徴が決まる。最も一般的なのが遺伝子 XY「男」、遺伝子 XX「女」だが、中間的な性「インターセックス」もある。

◆**インターセックス (Intersex)**  
遺伝子、酵素その他の生物学的な条件で典型的な「男性」「女性」とは違った状態に身体が分化した状態またはその当事者。

◆**ジェンダー (Gender)**  
精神的な性別(性自認)、見かけや人間関係上の役割(性役割)といった、生物学的な要素だけでは決まらない「性」の総称。

◆**FTM (Female To Male)**  
生物学的には女性だが性自認は男性である性同一性障害の当事者。

◆**MTF (Male To Female)**  
生物学的には男性だが性自認は女性である性同一性障害の当事者。

◆**トランスセクシュアル・TS (Transsexual)**  
性同一性障害の当事者のうち、特に身体的な性別が精神的な性別と食い違っていることに強い違和感を覚え、SRSまでを望む人。

◆**トランスジェンダー・TG (Transgender)**  
(広義)TS・TVを含めて「性別(gender)を越境(trans)する人」の総称。  
(狭義)性同一性障害の当事者のうち、主に社会的な性役割として生物学的性別に合わせることに違和感を感じ、精神的な性別に合わせて生活しようとする人。

◆**トランスヴェスタイト・TV (Transvestite)**  
生物学的性別ではなく精神的な性別の姿をする(異性装)ことで精神的な安定を得られる人。  
クロスドレッサー (Cross Dresser・CD)とも呼ばれる。

◆**ガイドライン**  
日本精神神経学会によって定められた「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」のこと。  
2003年現在、第2版。

◆**精神療法**  
ガイドラインによって定められている治療の一つで、性同一性障害の症状が持続的・安定的に当事者に存在しているという「診断」と、診断を得た当事者が望みの性別で社会適応するのを助ける「治療」を行うこと。

◆**リアル・ライフ・エクスペリエンス (Real Life Experience)**  
それまで生物学的性別になんとか合わせようとして生きてきた当事者が実際に望みの性別で生活してみることに。

◆**ホルモン療法**  
ガイドラインに基づき、生物学的性別の特徴を抑制し精神的性別に沿った身体的特徴を得るために、望みの性別にあわせた性ホルモンを投与する治療。

◆**性別適合手術・SRS (Sex Reassignment Surgery)**  
ガイドラインに基づき、生物学的性別の身体的形状を除去し、望みの性別の形状を得るための外科手術。他の二つの治療にあわせて「外科的療法」ともいう。

◆**性指向**  
自分の性別ではなく、性愛の対象として見る「相手」の性別。  
自分と異なる性別の人を対象とする場合は「ヘテロセクシュアル(異性愛)」、同性を対象とする場合は「ホモセクシュアル(同性愛)」と呼ぶ。

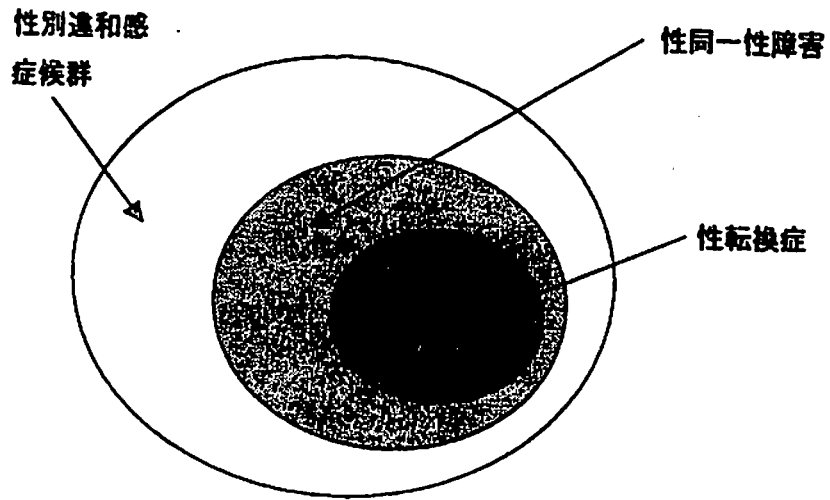
◆**ゲイ**  
「ホモ」という言い方が差別的に用いられる歴史的経緯があったため、同性愛の当事者が自ら名乗るようになった呼び名。  
主に男性の同性愛者を呼ぶ場合に使うことが多い。

◆**レスビアン**  
女性の同性愛者の呼び名。「レズ」または「ビアン」と略して呼ぶこともあるが、当事者の中にはどちらかを嫌う人もあるので、この言葉を使うのはやや注意を要する。

◆**ニューハーフ、ミスターレディー、ミスダンディ**  
職業として身体的性別とは異なる性別の装いや振舞いをする人の呼び名。  
性同一性障害の当事者である場合もあるし、そうでない場合もある。

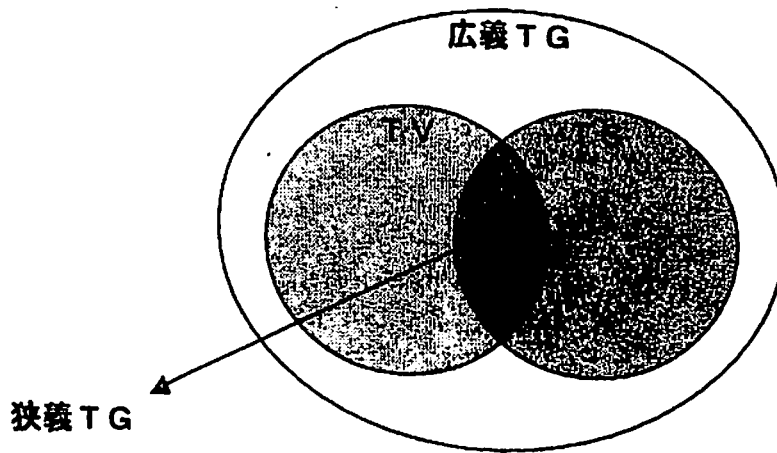
◆**おかま、おなべ**  
異性装をしたり異性のような振舞いをしたりする人たちに対する伝統的な呼び名だが、差別的・侮蔑的な響きを帯びることが多いので、性同一性障害の当事者はそう呼ばれるのを嫌う人が多く、これらの言葉を使うのは注意を要する。

[ 医療者サイドからの説明図 ]



山内俊雄著「性転換手術は許されるのか」  
(明石書店) P. 173の図を参考に作図

[ 当事者サイドからの説明図 ]



“ International Foundation for Gender Education ”  
で1980年代に盛んに使われていた図

特集 女性のヘルスケア—21世紀の新たなる展開—

## 性同一性障害の現状と特例法

針 間 克 己

別 刷

日本医師会雑誌

第130巻・第5号

平成15(2003)年9月1日

## 性同一性障害の現状と特例法

針間克己\*

キーワード◎ 性同一性障害、性別適合手術、性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第2版）、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

### はじめに

性同一性障害をめぐる医学的・社会的状況はここ数年で大きく変化している。1998年、埼玉医科大学で初の公式に知られた性別適合手術（性転換手術）が行われて以来、埼玉医科大学および岡山大学医学部で行われた手術例は合わせて40例を超えている。主要医療機関を受診者も合計で2,000名を超えた。法的には、性同一性障害を抱える者の戸籍の性別をいかに扱うかが議論されてきたが、2003年7月16日、国会において「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が公布され、1年後の2004年7月から施行されることとなった。

本稿では、性同一性障害の概念、わが国における歴史と現状について述べたあと、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の紹介と若干の考察を加えたい。

### I. 概念

性同一性障害は、身体的な性別（セックス）と心理的な性別（ジェンダー・アイデンティティ）が合致せず、そのことに苦悩している状態であ



元  
\*はりま・かつき：東京家庭裁判所  
医務室技官、平成8年東京大学医  
学部大学院修了、同年勤が丘病院、  
平成9年現職。主研究領域／精神  
医学、性心理障害。

る。表1に示す米国精神医学会の作成したDSM-IV-TR（精神疾患の診断・統計マニュアル）<sup>1)</sup>の診断基準を満たすとき、性同一性障害と診断される。

諸外国の統計によれば、おおよそ成人男性の3万人に1人、成人女性の10万人に1人が性同一性障害であるという。日本では、1997年以前には医療機関を受診することは乏しかったが、1997年以降は急増し、2003年2月までに主要医療機関を受診した者は合計で約2,200名である。同一の患者が複数医療機関を受診することも多いので、実数は1,000～1,500名程度と思われる。男女比はおおよそ3:2で、男性受診者がやや多い。

### II. わが国での歴史

戦後、ある時期はわが国でも性同一性障害への治療は行われていたようである。しかし、1969年、いわゆる「ブルーボーイ事件」<sup>2)</sup>が起こる。このブルーボーイ事件とは、ある産婦人科医が3名の男性に対し、睾丸摘出、陰茎切除、造脛手術などを行ったことに対し、優生保護法（現在の母体保護法）違反の判決が下ったものである。この判決は、性別適合手術が正当な医療行為と評価されるには一定の条件を満たさないとはいけませんが、この産婦人科医は満たしていなかった、という趣旨のものであった。しかし、「優生保護法違反」という結論だけが独り歩きし、わが国の医学界で性同一性障害への治療が長らくタブー視されることとなった。

表1 DSM-IV-TRによる診断基準

<p>性同一性障害 (Gender Identity Disorder)</p> <p>A. 反対の性に対する強く持続的な同一感 (他の性であることによって得られると思う文化的有利性に対する欲求だけではない)。</p> <p>子供の場合、その障害は以下の4つ (またはそれ以上) によって表れる:</p> <p>(1) 反対の性になりたいという欲求、または自分の性が反対であるという主張を繰り返し述べる。</p> <p>(2) 男の子の場合、女の子の服を着るのを好む、または女孩をまねるのを好むこと; 女の子の場合、定型的な男性の服装のみを身につけたいと主張すること。</p> <p>(3) ごっこあそびで、反対の性の役割をとりたいという気持ちが強く持続すること、または反対の性であるという空想を続けること。</p> <p>(4) 反対の性の典型的なゲームや娯楽に加わりたいという強い欲求。</p> <p>(5) 反対の性の遊び友達になるのを強く好む。</p> <p>青年および成人の場合、次のような症状で現れる: 反対の性になりたいという欲求を口にする、何度も反対の性として通用する、反対の性として生きたい、または扱われたいという欲求、または反対の性に典型的な気持ちや反応を自分もっているという確信。</p> <p>B. 自分の性に対する持続的な不快感、またはその性の役割についての不適切感。</p> <p>子供の場合、障害は以下のどれかの形で現れる: 男の子の場合、自分の陰茎または精巣は気持ち悪い、またはそれがなくなるだろうと主張する、または陰茎をもっていないほうがよかったと主張する、または乱暴で悪々しい遊びを嫌悪し、男の子に典型的な玩具、ゲーム、活動を拒否する; 女の子の場合、座って排便するのを拒絶し、陰茎を愛している、または出てくると主張する、または乳房が膨らんだり、または月経が始まってほしくないなど主張する、または普通の女性の服装を強く嫌悪する。</p> <p>青年および成人の場合、障害は以下のような症状で現れる: 自分の第一次および第二次性徴から解放されたいという考えにとらわれる。(例: 反対の性らしくなるために、性的な特徴を身体的に変化させるホルモン、手術、または他の方法を要求する)、または自分が誤った性に生まれたと信じる。</p> <p>C. その障害は、身体的に半陰陽を伴ってはいない。</p> <p>D. その障害は、臨床的に著しい苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。</p>	
--	--

(高橋三郎他訳: DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル、医学書院、東京、2002: 556-557より)

その後30年近くの時を経て、1997年、日本精神神経学会性同一性障害に関する特別委員会が「性同一性障害に関する答申と提言」<sup>1)</sup>を発表した。これは性同一性障害を治療するにあたって医師の守るべき治療指針を示したもので、これを遵守すれば、ブルーボーイ事件で示された正当な医療行為としての条件もクリアするものである。これを受ける形で、1998年、埼玉医科大学で性別適合手術が公に知られるなか実施された。その後、岡山大学医学部でも性別適合手術を含む性同一性障害への治療が行われるようになった。2003年5月までに埼玉医科大学、岡山大学両大学で合計40例以上の手術(乳房切除術を含む)が行われている。また、札幌医科大学でも現在治療の実施を準備中とのことである。

なお、「性同一性障害に関する答申と提言」<sup>1)</sup>は2002年に臨床経験の蓄積を踏まえ、より現状に即した「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第2版)」へと改訂<sup>2)</sup>されている。

### III. 性同一性障害を有する者の戸籍訂正

#### 1. これまでの状況

性同一性障害を有する者は、医学的な身体の性別変更だけでなく、戸籍上の性別の訂正も望むことがある。たとえば、戸籍に「長男」と記載されている場合には「長女」などに訂正し、社会制度上でも自分の心の性別で暮らしたいと望むのである。

このような性別の訂正は、欧米諸国の多くでは出生登録簿における性別記載の訂正という形

表2 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

(趣旨)	
第一条	この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。
(定義)	
第二条	この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」といふ。）を有するとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。
(性別の取扱いの変更の審判)	
第三条	家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。
一	二十歳以上であること。
二	現に婚姻をしていないこと。
三	現に子がいないこと。
四	生殖腺（せん）がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
五	その身体について他の性別に係る身体の性腺に係る部分に近似する外観を備えていること。
2	前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。
(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)	
第四条	性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。
2	前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。
(家事審判法の適用)	
第五条	性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。
附 則	
(施行期日)	
1	この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
(検討)	
2	性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を踏まえ検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。
(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置)	
3	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十二条第一項第四号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第四条第一項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。
(戸籍法の一部改正)	
4	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第二十条の三の次に次的一条を加える。	
第二十条の四	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在つた者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

で、立法的に、あるいは行政手続的にすでに認められている<sup>10)</sup>。また、日本と同様の戸籍制度のある台湾、韓国でも認められている。

日本では、性別の訂正は家庭裁判所に申し立

てられ審判される。過去数例が認められているが、最近の多くの例では認められていない。また、高等裁判所での判決でも認められておらず、性別の訂正は困難であった。このように司法で



態に関する診断書「性別適合手術を行った医療機関による診断書」などの各種資料も添付されることが望まれるのではないか。

この各種資料の中で、「性別適合手術を行った医療機関による診断書」は、海外で手術を行った場合や、術後長期間が経過してすでに該当医療機関がない場合などは、入手が困難なことも予想される。そのような場合にどう判断すべきかは今後議論になる可能性もある。

附則の検討2は、「性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする」とある。これは、特に「現に子がいないこと」という要件には当事者の間に反対の意見があり、また国会議員の間でも議論となった部分なので、今後の検討課題とされるという含みをもって記されていると思われる。

## 【おわりに】

本稿で記したように、性同一性障害をめぐる

医学的・社会的状況はここ数年で大きく変化した。しかし、性同一性障害へのホルモン療法や性別適合手術への保険適用が困難なこと、治療を行う医療機関が限定されていること、子どもを有する者などは「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」によっては戸籍の変更の対象からはずれていることなど、今後に残された問題は山積している。これらの問題の解決のためにも、医療関係者および社会全体が性同一性障害へのより一層の理解をもつことを望みたい。

## 文 献

- 1) American Psychiatric Association: *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fourth Edition, Text Revision*. American Psychiatric Association, Washington DC, 2000.
- 2) 針岡克己: 一人ひとりの性を大切に生きる。少年写真新聞社, 東京, 2003.
- 3) 日本精神神経学会 性同一性障害に関する特別委員会: 性同一性障害に関する答申と提言. 精神誌 1997; 99: 533-540.
- 4) 日本精神神経学会「性同一性障害に関する第二次特別委員会」: 性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン (第2版). 精神誌 2003; 104: 618-632.
- 5) 針岡克己: 性同一性障害者の抱える法的問題. 山内俊雄編, 性同一性障害の基礎と臨床, 新興医学出版社, 東京, 2001; 123-137.
- 6) 大島使之: 性同一性障害と法. 日本評論社, 東京, 2002.

の解決が困難であったため、立法での解決が望まれることとなった。

そのようななか、2000年9月に南野知恵子参議院議員が自民党内に「性同一性障害勉強会」を発足させた。これは、2000年8月に神戸で開催されたアジア性科学学会におけるシンポジウム「性転換の法と医学」に助産師でもある南野議員も出席し、シンポジストの医師や法律学者などに呼びかける形で発足した勉強会であった。その後、性同一性障害の人権問題に対する世論の盛り上がりを受け、同様の勉強会が公明党や民主党でも行われるようになった。2003年春には、性同一性障害の戸籍訂正に関する立法を目的とした与党プロジェクトチームが発足した。そのチームによって出された法案に野党もおおむね賛同する形で、2003年7月16日に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が公布されたのである。

## 2. 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」への考察

法律の全文を表2に示す。このうちのいくつかの文言に関して、筆者の考察を述べる。

まず、性同一性障害者の定義に「自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者」との文言がある。ここで「意思」という言葉を用いているので、法的な判断力がある者に限定していることを示していると思われる。すなわち、統合失調症や痴呆などの疾患で判断能力に問題がある者は対象からはずされている。

また、「診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう」は、日本精神神経学会の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第2版)」<sup>4)</sup>に従って示される治療指針に対応したものである。ただし、過去に海外などで精神科医の関与なく性別適合手術を行った者でも、その後2名の精神科医により診断が合致すれ

ば法適用の対象となるであろう。なお、「必要な知識及び経験を有する」がどの程度のものであるかは現時点では明確ではないが、おそらく「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第2版)」<sup>4)</sup>に従って診断と治療を行っている精神科医程度の知識と経験が必要とされることになるであろう。

第三条では、審判請求に該当するための要件が示されている。「一 二十歳以上であること」というのは、成人であることに加えて、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第2版)」<sup>4)</sup>では、二十歳以上のものが性別適合手術の対象になっていることに対応していると思われる。「二 現に婚姻をしていないこと」というのは、もし婚姻したまま一方の性別が変更された場合には同性同士の婚姻になるため、設けられた要件と思われる。「三 現に子がいないこと」は、たとえば父が女性になる、母が男性になる、ということが起きないように設けられていると思われる。しかし、この要件は諸外国の法律では例をみないものであり、性同一性障害の当事者の間には反対が強い。国会議員の間でも賛否それぞれ意見が分かれたと聞いている。「四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」は、特に女性から男性に性別を移行する者において、性別適合手術で卵巣を摘出した場合だけでなく、他の疾患などで機能を欠いている場合は、摘出していなくても要件を満たすものと考えられる。

第三条2では「前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない」とある。このことより、法律上は提出すべき診断書は一通でよいと考えられる。

しかしながら、診断書の信頼性を担保するものとして、「2人の医師に性同一性障害と診断されたことを示すもの」「生殖腺、および性器の状

## 性同一性障害特例法:改正法成立 戸籍変更要件が緩和

心と体の性が一致しない性同一性障害者の戸籍上の性別変更を認める「性同一性障害者特例法」の改正案が10日、衆院本会議で可決、成立した。「現に子がいないこと」としていた戸籍変更の要件を「未成年の子がいないこと」に緩和した。

同法は03年、性同一性障害に対する社会的認知が進んだことを背景に、超党派の議員立法で成立。「『父である女性』や『母である男性』を認めると、子が混乱する」などの懸念から、「子なし要件」が盛り込まれた。だが、欧米の同様の法律にはこうした要件はなく、成人した子であれば混乱は少ないなどの当事者団体からの要望を受け、与野党が見直しを進めていた。

「性同一性障害をかかえる人々が普通にらせる社会をめざす会」の山本蘭代表(50)＝東京都港区＝は「(子なし要件の)全文削除とはならず、手放しでは喜べない。(子が成人するまで)十数年待つ当事者もいる」と話した。【石川淳一】

毎日新聞 2008年6月10日 19時11分(最終更新 6月11日 1時25分)



産経ニュース

## 改正性同一性障害者法が成立、子が成人していれば性別変更可能

2008.6.10 13:13

心と体の性が一致しない性同一性障害者の戸籍上の性別変更を認める「性同一性障害者特例法」の改正案が、10日の衆院本会議で可決、成立した。同法で定める性別変更要件が、改正前の「子がいない」から「未成年の子がいない」に緩和された。

特例法は性同一性障害が社会的についての社会的な理解が進んだことを背景に、平成15年7月に超党派による議員立法で成立。その際、「父である女性」「母である男性」が出現すると、子供が混乱するとの意見があったため、性別変更を認める要件の中に「子がいないこと」が盛り込まれていた。

しかし、通常は子供が親よりも長生きする。このため、子供がいる性同一性障害者は性別変更をすることが事実上不可能になる上、欧米の法律には同様の規定はないため、「子なし」要件の削除を求める声が性同一性障害者から上がり、与野党が見直し作業を進めていた。

特例法が施行された16年7月から今年3月末までに、840人の性別変更が認められている。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案新田対照条文  
 ○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第百一十一号)抄(抄)

(第幾部分)は改正部分

	改 正 案	現 行
	<p>(性別)の取扱いの特例(特例)</p> <p>第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの取扱いの特例をすることとなる。</p> <p>一 一八歳(一)以上二四歳(二)未満の子がいないこと。</p> <p>二 現に未成年の子がいないこと。</p> <p>三 現に未成年の子がいないこと。</p> <p>四 五歳(一)以上一八歳(二)未満の子がいないこと。</p>	<p>(性別)の取扱いの特例(特例)</p> <p>第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの特例の特例をすることとなる。</p> <p>一 一八歳(一)以上二四歳(二)未満の子がいないこと。</p> <p>二 現に未成年の子がいないこと。</p> <p>三 現に未成年の子がいないこと。</p> <p>四 五歳(一)以上一八歳(二)未満の子がいないこと。</p>

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 性別の取扱いの変更の審判に係る要件の改正

性別の取扱いの変更の審判を請求することができる性同一性障害者に関する要件のうち、「現に子がいなないこと」を「現に未成年の子がいないこと」に改めること。

(第三条第一項第三号関係)

二 その他

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

(附則第一項関係)

2 その他所要の規定を置くこと。